

軽度者に係る福祉用具貸与の申請手続きについて

◆ 軽度者に係る福祉用具貸与について

要介護1及び要支援 1・要支援2の利用者(以下「軽度者」という。)について、その状態像から見て使用が想定されにくい次の種目については原則として対象外となっています。

(自動排泄処理装置については、要介護2及び要介護3の利用者も原則として対象外)

- | | |
|---------------------|----------------------------------|
| ① 車いす 及び 車いす付属品 | ② 特殊寝台 及び 特殊寝台付属品 |
| ③ 床ずれ防止用具 及び 体位変換器 | ④ 認知症老人徘徊感知機器 |
| ⑤ 移動用リフト(つり具の部分を除く) | ⑥ 自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く) |

ただし、軽度者であっても例外的(【Ⅰ】～【Ⅲ】)に上記種目の貸与も可能となります。

【例外Ⅰ】基本調査結果で状態像がわかる場合

品目	状態像	基本調査結果
1. 車いす及び車いす付属品	日常的に歩行が困難な場合	基本調査1-7 「3. できない」
2. 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する場合 (一) 日常的に起き上がりが困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」 基本調査1-3 「3. できない」
3. 床ずれ防止用具及び 体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
4. 認知症老人徘徊感知器	次のいずれにも該当する場合 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・ 理解のいずれかに支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1 「できる」以外 または 基本調査3-2～3-7いずれか「2. できない」 または 基本調査3-8～4-15のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知 症の症状がある旨が記載されている場 合も含む。 基本調査2-2 「4. 全介助」以外
5. 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する場合 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助または全介助を必要と する者	基本調査1-8 「3. できない」 基本調査2-1 「3. 一部介助」 または 「4. 全介助」
6. 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する場合 (一) 排便が全介助を必要とする場合 (二) 移乗が全介助を必要とする場合	基本調査2-6 「4. 全介助」 基本調査2-1 「4. 全介助」

※ 基本調査結果に該当する場合は、申請書に特記事項を含んだ直近の認定調査票を添付して提出してください。

【例外Ⅱ】必要と認められる者

1-(二) 車いす及び車いす付属品:「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」

5-(二) 移動用リフト:「生活環境において段差の解消が必要と認められる場合」

※ 上記の場合は該当する基本調査結果が無い場合、医師の所見や福祉用具貸与事業所から得た情報をサービス担当者会議で検討し、申請書にサービス担当者会議録を添付して提出してください。

【例外Ⅲ】疾病その他の原因により福祉用具が必要な状態に該当する者

次の①～③の全てを満たしている場合

- ① 次の i)～iii) のいずれかに該当することが医師の医学的所見によって判断されること
 - i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第三十一号のイに該当する者
(例 パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象)
 - ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第三十一号のイに該当することが確実に見込まれる者
(例 がん末期の急速な状態悪化)
 - iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性または症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第三十一号のイに該当すると判断できる者
(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)
- ② サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が特に必要であることが判断されていること
- ③ 市が書面等の確実な方法によって、福祉用具貸与の必要性を判断すること

※ 申請書にサービス担当者会議録を添付して提出してください。

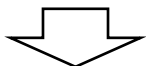
◆ 福祉用具貸与までの流れ

1 利用者の状態の確認

ケアマネジャー及び地域包括支援センターの担当職員は、利用者の状態が福祉用具貸与の例外給付の対象になりうるものか、かつ、福祉用具の使用が自立に効果的であるかを確認します。

→福祉用具貸与が必要と判断したら、利用者負担を考慮したうえで業者の選定を行います。

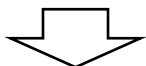
(例:料金設定、サービス品質、アフターフォロー等)



2 医師の所見の確認 (例外Ⅱ及びⅢ)

次のいずれかの方法により医師の所見を確認します。

- ① 主治医意見書による確認 ②医師の診断書 ③担当ケアマネジャー等の聴取による確認



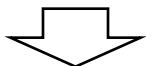
3 サービス担当者会議の開催

医師の所見を基に、福祉用具の必要性について話し合います。



4 市へ関係書類の提出

福祉用具貸与の必要性を市で判断します。(例外Ⅱの場合は、内容を確認します。)



5 貸与開始

◆ 関係書類の提出について

【通常の申請例】

提出例と提出書類	提出時期
○ <u>福祉用具を新規で利用する場合</u> - 軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付について ※以下は該当の書類のみ (例外Ⅰ) 基本調査結果(特記事項を含む)の写し (例外Ⅱ・Ⅲ) サービス担当者会議の議事録 ※すでに例外給付で貸与を受けている利用者が、新たに別の品目の例外給付を受ける場合も、同様とする。	貸与開始日までに提出
○ <u>要介護認定の申請(新規または区分変更)と同時に福祉用具を利用したい場合</u> - 軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付について - サービス担当者会議の議事録	要介護認定の申請と同時に提出
○ <u>要介護認定が更新される場合</u> (ケアプラン(暫定のものでも可)を軽度者で作成する場合) - 軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付について ※以下は該当の書類のみ (例外Ⅰ) 基本調査結果(特記事項を含む)の写し (例外Ⅱ・Ⅲ) サービス担当者会議の議事録	新しい有効期間が始まる前までに提出
○ <u>要介護認定申請にて要介護2以上を見込んで福祉用具を利用していたが、認定結果が軽度者であった場合</u> - 軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付について ※以下は該当の書類のみ (例外Ⅰ) 基本調査結果(特記事項を含む)の写し (例外Ⅱ・Ⅲ) サービス担当者会議の議事録 ※軽度者が区分変更等の申請を行い、途中で取り下げた場合も同様とする。	認定結果を確認後、1週間以内に提出 ※申請取り下げの場合、取り下げ後速やかに提出

【その他の申請例】

提出例と提出書類	提出時期
○ <u>シニアカー等(自操用ハンドル形電動車いす)を貸与する場合</u> - 軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付について ※以下は該当の書類のみ (例外Ⅰ) 基本調査結果(特記事項を含む)の写し (例外Ⅱ・Ⅲ) サービス担当者会議の議事録	貸与開始前までに提出 ※毎年、申請が必要
○ 他市町村から転入し弘前市の被保険者となり、軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付を受ける場合 - 軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付について ※以下は該当の書類のみ (例外Ⅰ) 基本調査結果(特記事項を含む)の写し (例外Ⅱ・Ⅲ) サービス担当者会議の議事録	貸与開始前までに提出

◆ 審査結果について

- ・ 例外Ⅰの申請の場合は、その場で該当の基本調査結果を確認し、貸与の可否を回答します。
- ・ 例外Ⅱの申請の場合は、その場で貸与の可否の判断は出さず、内容を確認後、受付日から1週間を目安に電話で回答します。
- ・ 例外Ⅲの申請の場合も、その場で貸与の可否の判断は出さず、市による検討の後、受付日から1週間を目安に電話で回答します。

◆ 有効期間について

- ・ 原則、申請月の1日からの承認となりますが、認定結果が遅れている等のやむを得ない事情がある場合は、前月、前々月からの給付を認めます。ただし、事情が発生した段階で、速やかに**市に電話等で連絡を行う**必要があります。
(例:月末に急遽貸与を開始し、直後の開庁日に市に連絡をした上で、速やかに書類を提出する等)
- ・ 有効期間は、介護認定の有効期間の範囲内とし、認定の更新に合わせて再申請が必要となります。
- ・ シニアカー等については、毎年、利用開始前に申請を行う必要があります。

◆ 注意事項

- ・ 医師の所見は、サービス担当者会議録等に記載するか、所見を確認した書類を添付してください。
(※)医学的所見については、医療機関名・医師名(フルネーム)・病名・福祉用具貸与が必要な理由が分かるものを添付してください。
医師の所見を確認する際に、診断書や文書によって情報提供を受けた場合に文書料の発生が考えられますが、この場合の料金は利用者負担となります。
- ・ 軽度者への福祉用具貸与は、申請書を提出することで貸与が認められるものではありません。申請をしても貸与の必要性が無いと判断された場合には、介護保険の利用による貸与はできません。
必ず利用者に自己負担の可能性を説明したうえで申請をして下さい。
- ・ サービス担当者会議録は、福祉用具やその他の代用品等を検討した過程が分かるように記載してください。
- ・ シニアカー等については、毎年、利用開始前に身体機能や認知機能の操作への影響を必ず確認してください。